

(案)

○年○月○日
総務省1. 7GHz 帯（東名阪以外）の経済的価値を踏まえた
標準的な金額の算定方針

1. はじめに

「Society5.0」時代に向けて、基盤となる5Gの迅速かつ円滑な普及・高度化を図り、電波の有効利用を促進するため、令和元年5月に公布・施行した電波法の一部を改正する法律により、今後の開設指針による5G等の周波数割当てに当たり、従来の比較審査項目（エリアカバー率やMVNOの促進等）に、申請者が申し出る周波数の経済的価値を踏まえた周波数の評価額を追加して、総合的に審査する特定基地局開設料制度が導入された。

これを踏まえて、申請者が開設計画を申請する際に、申請者の予見可能性を高め、合理的な評価額を算定できるよう、令和元年10月から総務省において「特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会」（座長：多賀谷一照・千葉大学名誉教授）を開催し、当該金額を算出考え方等について検討し、令和2年8月に報告書（以下、「報告書」という。）を取りまとめた。

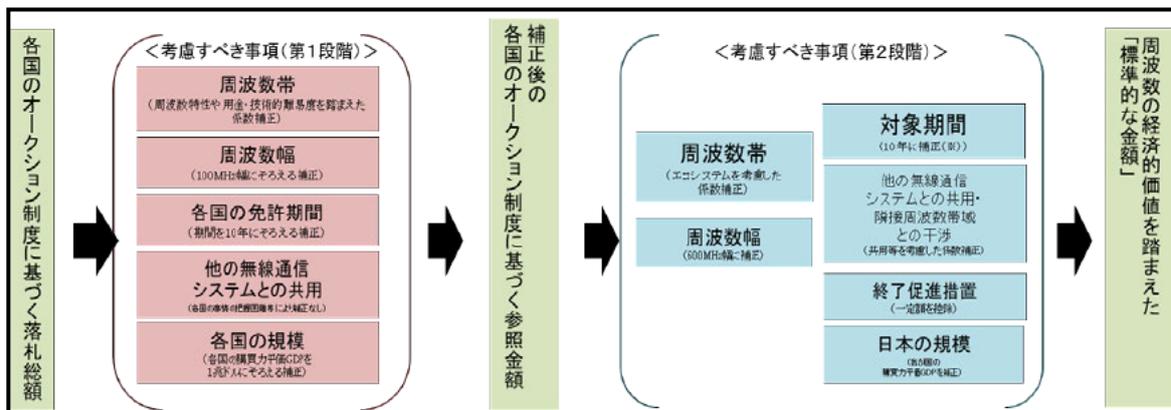
今般、報告書の内容を踏まえて、第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針案を策定するにあたり、割当対象周波数である1.7GHz帯（東名阪以外。上り：1765MHz～1785MHz、下り：1860MHz～1880MHz）の経済的価値を踏まえた標準的な金額の算出過程の説明責任を果たしつつ、透明性を確保するため、本方針には、当該標準的な金額を算出する考え方及び具体的な算定手法等をまとめたものである。

2. 標準的な金額算定の基本的な流れ

1. 7GHz 帯（東名阪以外）に係る標準的な金額（以下、単に「標準的な金額」という。）の算定については、報告書に基づき、諸外国の複数のオークション落札額の事例に基づき、標準的な金額を算定する「比較法」を採用することとし、比較法による算定の流れは以下のとおりとする。

- ① 第一段階として、諸外国の5Gに係るオークションの落札額に、周波数帯、周波数幅、諸外国の免許期間、他の無線通信システムとの共用及び諸外国の経済規模の考慮すべき事項による補正を加えて、「参照金額」を算定する。
- ② 第二段階として、「参照金額」に、標準的な金額の結果に大きな影響を与えると考えられる我が国の事情に関する事項による補正を加えて、「標準的な金額」を算定する。我が国の事情に関する事項は、周波数帯、周波数幅、対象期間、他の無線通信システムとの共用・隣接周波数帯域との干渉、終了促進措置及び我が国の経済規模とする。

図表2：標準的な金額の算定の流れ



3. 第一段階における金額の算定

諸外国の5Gに係るオークション落札額に対して、それぞれの考慮すべき事項に係る具体的な補正及びその考え方については、以下のとおりとする。

(1) 諸外国のオークション結果の採用について

諸外国において、5Gのためにオークション結果によって、主に①3.4～3.6GHz帯、②3.4～3.6GHz帯以外のSub6及び③ミリ波帯の帯域が割り当てられている。このうち最も多い事例が①の10例（暫定値）、次いで③の7例（暫定値）、②の5例（暫定値）となっている。世界的にも5Gの普及展開はこれからであり、諸外国におけるオークション事例数は限定的となっている。

また、事例によっては、その国の事情やオークション制度等による影響を受け、本来の割当周波数の経済的価値を上回る又は下回る落札額となっている場合も想定される。こうした場合、標準的な金額を算定するに当たり、極端に金額が上振れ又は下振れとなった諸外国のオークション落札額を参照してしまい、算定に影響を与える可能性がある。一方で、極端に上振れ又は下振れとなったオークション落札額を諸外国の制度や事情等を定量的かつ具体的に勘案した上で、適切に評価し、採用の是非を判断することも困難である。

加えて、今回、1.7GHz帯（東名阪以外）の経済的価値を踏まえた標準的な金額を算定するに当たって、ミリ波帯は周波数の電波伝搬特性等の性質や用途が異なるために参照すべきではないとの指摘も考えられる。しかしながら、より多くの事例を参照することが可能であること、特定の帯域のオークション結果を参照しない積極的な理由がないことから、Sub6に加えてミリ波帯の5Gに係るオークション結果も参照することが適当である。なお、報告書においては、5Gに係るオークション結果を参照できるよう、Sub6とミリ波帯の両方の事例を参照する場合には、その用途や技術的難易度等による違いを反映することが必要であることから、その補正のための係数や考え方が示されており、係数の活用によりミリ波帯のオークション落札額の補正が可能である。

以上を踏まえて、令和2年〇月〇日時点で、把握しうるすべての帯域での5Gに係るオークション事例を採用することとする。

(2) 周波数帯の補正について

(1)によって、諸外国の5Gに係るオークション事例をすべて採用した場合、上述のとおり、①3.4～3.6GHz帯、②3.4～3.6GHz帯以外のSub6及び③ミリ波帯の帯域において割り当てられている。報告書では、各国におけるSub6及びミリ波帯のオークション事例を参照する場合には、その用途・技術的難易度が異なるため、Sub6の係数を「1」とし、ミリ波帯の係数を「1/2」とすることが適当との考えが示されている。

標準的な金額の算定に当たっても、報告書の考え方にに基づき、①3.4～3.6GHz帯及び②3.4～3.6GHz帯以外のSub6については、係数を「1」とし、③ミリ波帯については、係数を「1/2」とする。

(例) A国は落札額：a億円、周波数帯：3.6GHz帯、
B国は落札額：b億円、周波数帯：28GHz帯である場合には
それぞれ補正する算定式は以下のとおり。

$$\text{A国：} a \text{ 億円} \times 1$$

$$\text{B国：} b \text{ 億円} \times 1/2$$

(3) 周波数幅の補正について

周波数幅の補正については、報告書において、各国のオークション事例における周波数幅の差異を一定の幅にそろえることは最低限必要であるとの考えにより、一定の周波数幅に換算することが示されている。

標準的な金額の算定に当たっても、報告書の考え方にに基づき、諸外国のオークション落札額を100MHz幅単位による補正を行うこととする。

(例) A国は落札額：a億円、周波数幅：200MHzである場合に、
100MHz幅に補正する算定式は以下のとおり。

$$a \text{ 億円} \times 100/200$$

(4) 諸外国の免許期間の補正について

諸外国の免許期間については、報告書において、各国ごとに免許期間が異なっており、各国のオークション金額は免許期間の長短を踏まえて提示されていることから、一定の免許期間に換算することが示されている。

標準的な金額の算定に当たっても、報告書の考え方にに基づき、諸外国のオークション落札額を10年の期間単位による補正を行うこととする。

(例) A国は落札額：a億円、免許期間：20年である場合に、
10年に補正する算定式は以下のとおり。

$$a \text{ 億円} \times 10/20$$

(5) 他の無線通信システムとの共用の補正について

他の無線通信システムとの共用の補正については、報告書において、共用状況が各国で異なり、周波数利用における制約状況も様々であることから、その内容を把握して係数を設定し、定量的に補正することは困難であることから、補正を行わずに係数を「1」とすることが適当である旨、示されている。

標準的な金額の算定に当たっても、報告書の考え方にに基づき、他の無線通信システムとの共用の補正については、係数を「1」と設定して補正することとする。

(例) A国は落札額：a億円である場合に、
他の無線通信システムとの共用の補正に係る算定式は以下のとおり。

$$a \text{ 億円} \times 1$$

(6) 諸外国の経済規模の補正について

諸外国の経済規模の補正について、報告書において、経済規模を検討する際には、人口や人口密度の差は経済規模に吸収すると考えられることから、為替レートによる影響を平準化しつつ、各国の経済状況によって異なる電波利用の需要を反映することができるよう、経済面に着目し、為替レートの影響を排除した購買力平価（PPP）を用いた係数を設定することが適当である旨、示されている。

標準的な金額の算定に当たっても、報告書の考え方にに基づき、国際通貨基金

(IMF: International Monetary Fund) が公表している購買力平価 GDP を用いることとし¹、各国の経済規模を 1 兆ドル単位に換算することとする。

(例) A 国は落札額：a 億円、経済規模の購買力平価 GDP が Ma 億ドルである場合に、経済規模の補正に係る算定式は以下のとおり。

$$a \text{ 億円} \times 10,000 \text{ 億ドル} / Ma \text{ 億ドル}$$

(7) 第一段階の金額補正による結果

第一段階の補正による結果は、(2) から (6) までの考慮すべき事項の各係数の積により、オークション実施により割り当てられた周波数が Sub 6 とミリ波帯の別ごとに以下の算定式に従って、算定することとする。

① Sub 6 の場合

X 国は落札額：A 億円、周波数幅：B MHz 幅、免許期間：C 年間、購買力平価 GDP が D 億ドルである場合に、

$$\begin{aligned} & A \text{ 億円} \times 1 \times 100\text{MHz} / B \text{ MHz} \times 10 \text{ 年} / C \text{ 年} \times 10,000 \text{ 億ドル} / D \text{ 億ドル} \\ & = (A \times 10,000,000) / (B \times C \times D) \end{aligned}$$

② ミリ波の場合

Y 国は落札額：P 億円、周波数幅：Q MHz 幅、免許期間：R 年間、購買力平価 GDP が S 億ドルである場合に、

$$\begin{aligned} & P \text{ 億円} \times 1 / 2 \times 100\text{MHz} / Q \text{ MHz} \times 10 \text{ 年} / R \text{ 年} \times 10,000 \text{ 億ドル} / S \text{ 億ドル} \\ & = (P \times 10,000,000) / (2 \times Q \times R \times S) \end{aligned}$$

¹ World Economic and Financial Surveys World Economic Outlook Database, International Monetary Fund <https://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2020/01/weodata/index.aspx> (2019 年時点の各国の購買力平価ベースの GDP を使用。)

4. 第二段階における金額の算定

「3. 第一段階における金額の算定」の考え方及び算定に沿って、諸外国のオークション結果に基づく第一段階の補正金額（以下「参照金額」という。）から、第二段階として、特に影響を考慮すべき我が国の事情を反映した事項により、更に補正を加えることとする。

（1）周波数帯の補正について

周波数の補正については、報告書において、一般的に、同じ帯域を使用している国が多いほど、国境を跨いだサービス利用などの面で有利であり、かつ、それらの国の経済規模が大きいほど機器の調達も容易となり、機器単価の低廉化につながることから、周波数の経済的価値は高まると考えられ、当該帯域に係るエコシステムをよりきめ細やかに反映することが重要である旨、示されている。

標準的な金額の算定に当たっては、報告書の考え方に基づき、5Gに係るオークション結果のある国数に占める1.7GHz帯を移動通信システム（5Gに限らない。）に使用している国数の割合及び5Gに係るオークション結果のある国の経済規模の総和に1.7GHz帯を移動通信システム（5Gに限らない。）に使用している国の経済規模の総和の積により係数を設定することとする。5Gに係るオークション結果のある国数及び経済規模並びに1.7GHz帯を使用している国数及び経済規模については、総務省による調査委託による結果を参照することとする。具体的には（国数や経済規模の総和を記述）【P】。なお、経済規模の単位は、3（6）と同様にIMFが公表する購買力平価GDP（ドル）を用いる。

（例）A国の「参照金額」：A億円

5Gオークション結果のある国数：N(5G)

5Gオークション結果のある国の経済規模の総和：M(5G)

1.7GHz帯を使用(*)している国数：N(1.7)

1.7GHz帯を使用(*)している国の経済規模の総和：M(1.7)とする場合、周波数帯の補正による算定式及び係数（P）の算定式は以下のとおり。

周波数帯の補正の算定式　：　A　×　P

係数Pの算定式　　　　　：　P　＝　(N(1.7)/N(5G))　×　(M(1.7)/M(5G))

※5Gの移動通信システムへの使用に限らない。

(2) 周波数幅の補正について

周波数幅の補正について、報告書において、周波数幅に応じて提供可能なサービスの展開を反映することができる一方で、その将来提供されるサービス内容の広がりを事前に把握することが困難であり、少なくとも多様で柔軟な周波数利用が可能になる特徴を反映しているほか、周波数幅の増加に応じて少なくとも利用者の収容能力の向上や高速化の実現することから、経済的価値の下限値を反映しているため、一定の周波数幅を単位として係数設定をすることが適当である旨、示されている。

標準的な金額の算定に当たっても、報告書の考え方にに基づき、1.7GHz 帯（東名阪以外）の 20MHz 幅を係数の設定として用いることとする。

(例) A 国の「参照金額」：A 億円 ※単位：100MHz 幅当たり

割当て周波数：1.7GHz 帯（東名阪以外）：20MHz 幅（上り下り：20MHz×2）
とする場合に、周波数幅の補正の算定式は以下のとおり。

$$A \times 20\text{MHz} / 100\text{MHz}$$

(3) 対象期間の補正について

対象期間の補正については、報告書において、周波数の経済的価値を評価する際には、実際の設備投資とその回収の状況等をより多く反映することを考慮することが重要であり、次世代システムへの移行までの概ねの期間（10 年）を採用するのが適当である旨、示されている。

標準的な金額の算定に当たっても、報告書に基づき、10 年を係数の設定に用いることとする。

(例) A 国の「参照金額」：A 億円 ※単位：10 年当たり

とする場合に、対象期間の補正の算定式は以下のとおり。

$$A \times 10\text{年} / 10\text{年}$$

(4) 他の無線通信システムとの共用・隣接周波数帯域との干渉の補正について
他の無線通信システムと周波数を共用するときや、隣接周波数帯域を使用するシステムと干渉調整が必要な時の補正については、報告書において、共用や干渉状況をより詳細に把握し、反映することが重要である旨の指摘がなされているが、一方で技術的条件を係数化することによりパラメータが多岐にわたるほか、周波数の割当て前の段階で個々のシステムとの調整状況を詳細に把握することが難しいことへのデメリットも示しつつ、電波利用料制度において共用に係る係数が「1/2」であることや調整による制約の有無を明確に反映できるものとして、共用・干渉調整により制約を受ける場合には、「1/2」とし、制約がない場合には、「1」を係数とする旨、示されている。

標準的な金額の算定に当たっても、報告書の考え方にに基づき、1.7GHz帯（東名阪以外）については、終了促進措置の実施期間中、公共業務用無線局との干渉調整が生じるほか、終了促進措置の実施にかかわらず、既に1.7GHz帯（全国バンド）を使用する携帯電話事業者との共用・干渉調整が生じることから、係数については、「1/2」を使用することとする。

(例) A国の「参照金額」：A億円

とする場合に、他の無線通信システムとの共用・隣接周波数帯域との干渉の補正の算定式は以下のとおり。

$$A \times 1/2$$

(5) 終了促進措置による補正について

終了促進措置による補正については、報告書において、本来、周波数の経済的価値と終了促進措置はその性格を異にするものであるとの考え方が示されているものの、実際には、周波数を利用するには終了促進措置に係る費用負担が必要となること、終了促進措置の実施により移行が早まり、割り当てられた周波数の早期利用が可能となることなどから、終了促進措置の費用には周波数の経済的価値が一定程度反映されているとされている。加えて、その「一定程度」については、過去に行われた終了促進措置における支払期間や支払額といった実績等も考慮して設定することが考えられる旨、示されている。

標準的な金額の算定に当たっても、報告書の考え方にに基づき、終了促進措置の費用から一定程度考慮することとする。

「一定程度」反映する額については、報告書に従い、過去に行われた終了促進

措置の実績を考慮する。これまで、終了促進措置については、700MHz 帯（平成 24 年 6 月割当て）、900MHz 帯（平成 24 年 3 月割当て）及び 1.7GHz 帯（全国バンド。平成 29 年 4 月割当て）の 3 例が存在する。このうち、1.7GHz 帯（全国バンド）に係るものについては、現在も終了促進措置が実施されているものであり、最終的な実績額及び実績期間については、現時点で明確に確定しないことから、今回の算定に当たっては考慮しないこととし、700MHz 帯及び 900MHz 帯に係る 2 例について参照する。なお、700MHz 帯及び 900MHz 帯については、開設指針に基づく開設計画の認定期間中であるが²、既に終了促進措置による既存免許人の移行が完了している。

700MHz 帯については、開設指針において規定されている負担可能額（最低額）は 600 億円、既存免許人（FPU・ラジオマイク）による当該周波数の使用期限は平成 31 年 3 月 31 日となっており、割当てを受けた株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社／沖縄セルラー電話株式会社及びソフトバンク株式会社の認定開設者 3 者によって、実施されたものである。実際には、643.6 億円の費用負担がなされ、平成 31 年 1 月で移行完了となった。

したがって、実績額については、当初予定よりも、7.3%多く費用負担が生じており、実績期間については、当初予定よりも、2 か月分前倒しで既存免許人の移行が完了した。

900MHz 帯については、開設指針において規定されている負担可能額（最低額）は 1,200 億円、既存免許人（MCA・RFID）による当該周波数の使用期限は平成 30 年 3 月 31 日³となっており、割当てを受けたソフトバンク株式会社の認定開設者 1 者によって、実施されたものである。実際には、979.0 億円の費用負担がなされ、平成 30 年 3 月で移行完了となった。

したがって、実績額については、当初予定よりも、18.4%少なく費用負担が生じており、実績期間については、当初予定どおりで既存免許人の移行が完了した。

以上の実績を踏まえて、実績金額については、当初予定されている費用負担額と比して 0%～10%の乖離が生じる可能性がある。当該乖離額については、割当て時には費用負担をする携帯電話事業者（認定開設者）には想定することができないこと、当初予定よりも高い費用負担により既存免許人の移行が完了する場合には、その差額については、本来は終了促進措置に充てるものではなく、携帯

² 700MHz 帯の開設計画の認定期間終了は、令和 4 年 6 月 27 日。900MHz 帯については、令和 4 年 2 月 28 日。

³ 950～958MHz は平成 30 年 3 月 31 日であり、958～960MHz は平成 27 年 11 月 30 日。

電話事業者がその帯域での活用や当該活用による経済的価値の向上のための費用に充てられうるものである。

したがって、「一定程度」反映する額については、当該0%~10%の乖離率を考慮することとする。

他方で、実績期間についても、当初予定されている既存免許人の使用期限と比してどれくらいの前倒し又は後ろ倒しの期間により既存免許人の移行が完了したかという観点から、「一定程度」反映する額を検討することが重要である。具体的には、当初の予定よりも後ろ倒しで既存免許人の移行が完了する場合には、本来、後ろ倒しとなった期間分を割当帯域の活用や活用による経済的価値の向上に充てることができることなどが考えられる。しかしながら、上記のとおり、過去の事例を踏まえると概ね当初予定の期限どおりに既存免許人の移行が完了していることから、今回の「一定程度」反映する額については、「×1」の係数を設定する。

また、算定のベースとなる終了促進措置の負担額については、現行の開設指針で規定する負担可能額（1,950億円）、当該負担可能額に加えて、現在の実際の費用負担額（令和元年度末時点で9.1億円）を考慮するなどのいくつかの考え方が想定される。1.7GHz帯（東名阪以外）の割当てに当たっては、既に先行して平成30年4月に割当てを受け、終了促進措置を実施している携帯電話事業者（KDDI株式会社／沖縄セルラー電話株式及び楽天モバイル株式会社）と共同で当該措置を実施することとしており、費用負担の考え方については、平成30年開設指針と変わるものではないことから、KDDI株式会社／沖縄セルラー電話：楽天モバイル：1.7GHz帯（東名阪以外）の認定開設者＝1：1：0.8は維持することが適当である⁴。

以上を踏まえると、「一定程度」反映する金額については、過去の事例に基づいて、1.7GHz帯（東名阪以外）の認定開設者の負担可能額（最低額）557.1億円（現行の開設指針で示されている負担可能総額1,950億円×（0.8／2.8））及び実績額は0%~10%の乖離率を、実績期間は1の乖離率をそれぞれ用いることで算定を行うこととする。

⁴ 第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に係る指針（案）第○章第○条第○項を参照【P】。

(例) A 国の「参照金額」：A 億円

1.7GHz 帯（東名阪以外）の認定開設者が終了促進措置により負担しうる額

（最低額）：557.1 億円（1,950 億円 × (0.8/2.8)）

乖離率（実績額）：0%～10%（0.1～1）

乖離率（実績期間）：100%（1）

とする場合に、参照金額への補正及び「一定程度」反映する額（M）の算定式は以下のとおり。

参照金額への補正の算定式 ： A - M

「一定程度」反映する金額の算定式： M = 557.1 億円 × 0.1～1 × 1

（6）終了促進措置に係る特例事情について

<本日のご議論を踏まえて加筆予定>

（7）我が国の経済規模の補正について

我が国の経済規模の補正については、「3（6）諸外国の経済規模の補正について」の項目で言及したものと同様、報告書において、経済規模を検討する際には、人口や人口密度の差は経済規模に吸収すると考えられることから、為替レートによる影響を平準化しつつ、各国の経済状況によって異なる電波利用の需要を反映することができるよう、経済面に着目し、為替レートの影響を排除した購買力平価（PPP）を用いた係数を設定することが適当である旨、示されている。

加えて、報告書の取りまとめに当たって実施した意見公募に対する考え方も示されたとおり、使用地域を限定して周波数を割り当てる場合には、割当て対象地域の経済規模を反映することが適当である旨、示されている。

標準的な金額の算定に当たっては、我が国の購買力平価 GDP である 5 兆 7,119 億ドルを用いる。また、1.7GHz 帯（東名阪以外）が使用可能な区域の経済規模⁵を可能な限り反映できるよう経済規模の補正に関する係数を設定する。具体的には、内閣府により公表されている県内総生産及び各都道府県が公表する市町村別総生産（推計値を含む。）により算定を行うものとする。その結果、1.7GHz 帯（東名阪以外）の使用区域の経済規模は、181 兆 3,427 億 1,500 万円となり、全体額の 549 兆 8,661 億 9,100 万円に占める割合は 33.0%となることから、当

⁵ 具体的な使用地域については、平成 17 年総務省告示第 883 号（1.7GHz 帯又は 2 GHz 帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針）において規定。

該割合を算定に当たって使用することとする。

(例) A 国の「参照金額」：A 億円 ※単位：1 兆ドルあたり

我が国の購買力平価 GDP：57,119 億ドル

1.7GHz 帯（東名阪以外）の使用地域の経済規模の全体に占める割合：33.0%

とする場合に、

我が国の経済規模の補正の算定式は以下のとおり。

$$A \times (57,119 \text{ 億ドル} / 10,000 \text{ 億ドル}) \times 0.33$$

(8) 第二段階の金額補正による結果

第二段階の補正による結果は、(1) から (7) までの考慮すべき事項の各係数を用いて、以下の算定式に従って、算定することとする。なお、終了促進措置額の一定程度を反映する額については、参照金額から先に差し引いた場合、他の考慮すべき事項の係数により、差引額が影響を受けることから、最初に終了促進措置に関する考慮すべき事項以外の事項に関する係数により算定し、最後に終了促進措置額に関する考慮すべき事項の係数を考慮することとする。

(例) A 国の「参照金額」：A 億円

周波数帯の補正に関する係数：21.73（暫定値）

周波数幅の補正に関する係数：0.2

対象期間の補正に関する係数：1

他の無線通信システムとの共用等の補正に関する係数：1 / 2

終了促進措置による補正に関する係数：M

我が国の経済規模の補正に関する係数：1.884927

により、算定式は以下のとおり。

$$(A \times 21.73 \times 0.2 \times 1 \times 1 / 2 \times 1.884927) - M$$

5. 標準的な金額等の算定

3及び4により諸外国のオークション落札額を用いて標準的な金額を算定し、1.7GHz帯（東名阪以外）の周波数の経済的価値を踏まえた金額の範囲を（1）のとおり、画定することとする。また、実際の当該帯域の割当てに当たって、我が国では申請者からの計画の内容等に基づいた比較審査方式により割当て対象者を決定することから、電波法の規定に基づき、申請者の開設計画において記載される特定基地局開設料の最低限支払うべき額（絶対審査基準における基準額（＝著しく下回る金額））に対する考え方についても（2）のとおり示す。

（1）標準的な金額の算定

3及び4の算定の考え方及び算定式により、諸外国のオークション落札額から参照すべき複数の標準的な金額を得たが、実際には、オークションの落札額が各国によって異なっており、その標準的な金額においても多寡が生じている。これに対して、1.7GHz帯（東名阪以外）の標準的な金額の範囲を画定するため、①これらの標準的な金額の平均値を算定の上、平均値前後の実際の標準的な金額を最低額及び最高額とする手法、②これらの標準的な金額の平均値を算定の上、±10%に相当する金額を最低額及び最高額とする手法、③諸外国の標準的な金額の最大値及び最小値を除いた諸外国の標準的な金額の平均値を算定の上、平均値前後の実際の標準的な金額を最低額及び最高額とする手法、④諸外国の標準的な金額の中央値を算定の上、中央値前後の実際の標準的な金額を最低額及び最高額とする手法などが考えられる。

一般的に、平均値はすべてのオークション落札額を考慮することができる一方で、極端に高い金額又は低い金額も考慮してしまうため、それらの値に影響される。他方で、中央値については、極端に高い金額又は低い金額を考慮しないため、それらの値に影響されないが、すべてのオークション落札額を考慮するものではない。

今回の1.7GHz（東名阪以外）の標準的な金額の算定に当たっては、すべての5Gオークション落札額を考慮することができることから平均値を採用することとする。

(2) 「著しく」下回る金額の算定

上述のとおり考え方及び算定方法によって、1.7GHz 帯（東名阪以外）の経済的価値を踏まえた標準的な金額を算定し、その範囲を画定した。他方で、実際の当該帯域の割当てに当たっては、電波法及び開設指針に基づき、申請者が、標準的な金額を基に検討を行った金額を特定基地局開設料として申請する手続きとなる。加えて、各申請者の特定基地局開設料は、比較審査方式の下で、絶対審査基準及び競願時審査基準により、当該開設料が電波法及び開設指針が定める規定等への適合度合いの観点から審査される。

この点、本方針で示された1.7GHz 帯（東名阪以外）の経済的価値を踏まえた標準的な金額は、各申請者の特定基地局開設料の設定自体を拘束するものではなく、あくまでも申請者の予見可能性を高め、合理的な評価額を算定することができるよう参考的に示したものである。しかしながら、本方針の標準的な金額から著しく下回る金額を特定基地局開設料として設定した場合、その合理的な評価額の算定への疑義が生じ、ひいては割当て周波数を活用し、収益を上げる観点からの創意工夫による電波をより有効利用しようとする事への消極的な姿勢であると捉えられつるものと考えられる。反対に、標準的な金額から上回る金額を特定基地局開設料として設定した場合には、より有効利用をしようとする事への表明であり、割当てに当たっても評価されるものと考えられる。

以上を踏まえて、1.7GHz 帯（東名阪以外）の周波数の割当てに当たっては、絶対審査基準において、本方針で示された標準的な金額の下限值から著しく下回る金額（以下「最低額」という。）を申請者が最低限満たすべき基準として設定する。

最低額の基準を設定するに当たっては、法令等の事例を参照し、所得税法、看護師等人材確保促進法、野菜生産出荷安定法等の事例から、元の価格の概ね5割、7割及び9割に相当する額を設定している。これらの数値を踏まえると最低額については、周波数の経済的な価値そのものではなく、公平かつ能率的な電波の利用に資するよう周波数の割当てに当たって、申請者が最低限負担すべき金額を示す制度的な観点から設定するものであること、最低限負担すべき金額が過度に高いと参入事業者のハードルとなりうる事、競願時審査においてより周波数の経済的な価値を反映した特定基地局開設料を示した申請者を評価することが可能である事などを考慮して、標準的な金額の下限額の50%に相当する金額とすることが適当である。

(例) 1.7GHz 帯（東名阪以外）の標準的な金額の下限額：X 億円
の場合、著しく下回る額の算定式は以下のとおり。

$$X \text{ 億円} \times 0.5$$